

○安中市職員等の内部公益通報に関する要綱

令和6年12月11日

安中市訓令第13号

(目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、本市の行政運営に関する違法な行為等に関して行われる職員等からの内部公益通報について、当該通報を行った者及び通報に係る調査に協力した者（以下「協力者」という。）の保護を図るとともに、適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公正な職務の遂行、公務に対する市民の信頼の確保及び民主的な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のアからエまでに掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員

イ 本市から事務又は事業を受託し、又は請け負った事業者並びにその役員及び従業員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役職員又は構成員であって、本市の施設管理の業務に従事するもの

エ 内部公益通報があった日の前1年以内にアからウまでに掲げるいずれかの者であったもの

(2) 内部公益通報 内部公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしているときに、職員等が行う当該事実に係る不正の是正又は再発防止のための通報をいう。

(3) 内部公益通報対象事実 職員等（退職したものを除く。）が行う次のアからウまでに掲げる事実をいう。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 法令（条例、規則等を含む。）に違反又はこれに至るおそれのある行為の
事実

ウ 公益に反する行為又は公正な職務の遂行を妨げる行為の事実

（４） 通報者 内部公益通報をした職員等をいう。

（５） 被通報者 内部公益通報対象事実により内部公益通報をされた者をいう。

（内部公益通報総括責任者）

第３条 内部公益通報の対応に関する事務を総括するため、内部公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置くこととし、総務部長をもって充てる。

２ 総括責任者は、内部公益通報に対応するための体制の整備、研修の実施、調査の進捗の管理並びに内部公益通報を理由とする通報者及び協力者に対する不利益な取扱いの防止その他内部公益通報に対する適切な対応を確保するための事務を総括するものとする。

（内部公益通報窓口等の設置）

第４条 職員等からの内部公益通報の受付、当該通報に関連する質問及び相談に応じるため、職員課に内部公益通報窓口を設置し、当該窓口内部公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）を配置する。

２ 従事者は総括責任者、職員課長、職員課人事研修係長及び総括責任者が指定する職員を充てる。

３ 従事者を指定する場合は、あらかじめ内部公益通報対応業務従事者指定通知書（様式第１号）により従事者に通知しなければならない。

（従事者の責務）

第５条 従事者は、内部公益通報があった場合において、当該内部公益通報に係る内部公益通報対象事実を把握し、誠実かつ公正に対応し、通報者が特定されないように努めなければならない。

２ 従事者は、従事者であった期間に知り得た事項について、期限の定めなく他者に漏らしてはならない。

（情報を共有する者の範囲）

第６条 通報者を特定するための情報は、必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。ただし、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できない場合

は、必要に応じて、情報を共有することができる。

(内部公益通報の方法等)

第7条 職員等は、内部公益通報書（様式第2号）又はそれに代わる書面、電子メール、ファクシミリ、電話若しくは面談により内部公益通報をすることができる。

2 職員等が内部公益通報を行うときには、原則として氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。ただし、内部公益通報対象事実を客観的に証明できる場合は匿名で行うことができる。

(通報者の責務)

第8条 通報者は、内部公益通報を行うに当たっては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。この場合において、通報者は不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的による内部公益通報を行ってはならない。

2 通報者は、内部公益通報に関して行われる調査等に対し、誠実に協力しなければならない。

(内部公益通報審査委員会の設置)

第9条 内部公益通報について審議し、必要に応じて是正措置等を検討するため、内部公益通報審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、職員等のうち次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 企画政策部長

(4) 調査等をする内部公益通報事実に関係する部の部長及び課長

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、職員課において処理する。

(利益相反関係の排除)

第10条 職員等は、次の各号のいずれかに該当する者であることが明らかになったときは、従事者又は委員会の構成員から除外される。

(1) 通報対象事実に関与し、調査の結果により不利益を受ける者

(2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者

(内部公益通報の処理)

第11条 従事者は、内部公益通報を受けたときは、当該内部公益通報に係る内部公益通報対象事実の内容を把握し、通報者からの相談に適宜応じ、内部公益通報受付票(様式第3号。以下「受付票」という。)を作成し総括責任者を經由して委員会に報告するものとする。

2 委員会は、受付票による報告を受けた場合は、対応する必要がある内部公益通報対象事実であるかどうか及び対応するに当たっての調査の必要性について迅速に検討し、内部公益通報の受理又は不受理の決定をしなければならない。

3 委員会は、内部公益通報の受付後20日以内に内部公益通報受理・不受理通知書(様式第4号。以下「受理等通知書」という。)により調査開始の有無を記載し、通報者に通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は当該通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(調査等)

第12条 委員会は内部公益通報の受理を決定したときは、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、当該内部公益通報に係る調査を必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

2 委員会は、前項の規定による調査に従事者に行わせることができる。

3 職員等は、正当な理由がある場合を除き、調査に誠実に協力しなければならない。

4 従事者は委員会から調査を命ぜられたときは、遅滞なく調査を行い、調査の結果を内部公益通報調査報告書(様式第5号。以下「調査報告書」という。)により委員会に報告しなければならない。

(委員会による調査結果報告)

第13条 委員会は、前条第4項による調査報告書を受けた場合は、速やかに内容を審議し、内部公益通報対象事実の有無について決定をしなければならない。

2 委員会は内部公益通報対象事実の有無を決定した場合は、その内容を市長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第14条 市長は前条第2項の規定による報告が行われた場合は、必要に応じて被通報

者の所属長に対し、是正措置及び再発防止のために必要な措置を遅滞無く講ずるよう指示しなければならない。

2 前項の規定による指示を受けた所属長は、速やかに当該指示に係る是正措置及び再発防止策を講じ、是正措置報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

3 市長は、第2項による報告を受けた後、内部公益通報対象事実が再発していないこと及び当該是正措置又は再発防止策が十分に機能していることを確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置又は再発防止策を講じるよう指示するものとする。

（通報者への通知）

第15条 市長は、必要に応じ調査の進捗状況や前条の規定による是正措置を内部公益通報状況通知書（様式第7号。以下「状況通知書」という。）により、適宜通報者に通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（通報者等の保護）

第16条 職員等は、内部公益通報をしたことや調査に協力したことを理由として、通報者や協力者に対し、いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 所属長は、内部公益通報により職場環境が悪化することのないよう所属職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

3 職員等は、通報者及び協力者の探索をしてはならない。

4 正当な通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者及び協力者は、その旨を総括責任者に申し出ることができる。

5 総括責任者は、通報者及び協力者が不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく改善又は防止のための措置を講じなければならない。

（事案の終了日）

第17条 市長は、内部公益通報の処理について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該内部公益通報の処理を終了するものとする。

（1） 通報者からの情報のみに基づき、調査方針を立てることが困難な内部公益通報であって、通報者と従事者との間で連絡を取れない状態が、内部公益通報を受理した日から3か月以上継続し、委員会が当該通報に関する対応について終

了することを決定したとき。

(2) 状況通知書に記載する事案の終了日を経過したとき。

(3) 解決済みの事案に関する内部公益通報があった場合は、当該事案に係る受理等通知書の交付を決定した日

(運用状況の公表)

第18条 市長は、内部公益通報の件数及び内容等についての概要を適宜公表するものとする。ただし、通報者が特定できる情報は、公表しないものとする。

(内部公益通報の管理)

第19条 統括責任者は、内部公益通報に係る記録及び関係資料の秘密の保持に配慮し、その管理を行うものとする。

(職員への周知)

第20条 総括責任者は、職員に対する研修の実施その他適切な方法により、内部公益通報の制度について周知を図るものとする。

(他の自治体への協力)

第21条 職員等は、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

(その他)

第22条 この訓令に定めるもののほか内部公益通報の通報者及び協力者の保護並びに適切な処理をするために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

安中市長 印

内部公益通報対応業務従事者指定通知書

公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき、内部公益通報対応業務従事者として下記の者を指定する。

記

- 1 所 属
- 2 職 ・ 氏 名
- 3 指 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 留 意 事 項 内部公益通報対応業務従事者は指定期間に知り得た事項について、期限の定めなく他者に漏らしてはならない。

様式第 2 号（第 7 条関係）

安中市長 様

内部公益通報書

安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり内部公益通報します。

通 報 日		年 月 日			
通 報 者	氏 名	□匿名			
	匿名希望	通報事実が客観的に証明できる資料の添付 □有 □無			
	所 属 等	□匿名のため記載しない			
	属 性	□要綱第 2 条第 1 号（ア） □要綱第 2 条第 1 号（イ） □要綱第 2 条第 1 号（ウ） ※退職日等 年 月 日			
	希望する 連絡手段	□電話番号（ - - ） □メールアドレス（ ） □その他（ ）			
	内部公益通報受理・不受理 通知書の受取希望	□有 □無	内部公益通報状況通 知書の受取希望	□有 □無	
内 部 公 益 通 報 対 象 事 実	対 象 者	氏 名		役 職 等	
		所 属 等			
		通 報 者 との 関係	□同課の職員（□上司 □部下 □その他） □他課の職員 □取引先（□従業員 □その他： ） □上記であった者 □その他（ ）		
	対 象 行 為				
内部公益通報対象事実 を知った経緯					
違法対象となる法令					
通 報 の 目 的 ・ 理 由					
希 望 す る 対 応					
通報事実を知る他者		所 属		氏 名	
備 考					

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

内部公益通報審査委員会 様

内部公益通報受付票

安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、内部公益通報を受け付けましたので、次のとおり報告します。

通 報 日		年 月 日	受 付 日		年 月 日
通 報 の 方 法		☐ 書面 ☐ 電子メール ☐ ファクシミリ ☐ 電話 ☐ 面談			
通 報 者	氏 名	☐ 実名 ☐ 匿名	受 付 番 号		
	匿名希望	通報事実が客観的に証明できる資料の添付 ☐ 有 ☐ 無			
被 通 報 者 と の 関 係					
従 事 者	氏 名		確 認 日	年 月 日	
	所 属				
内 部 公 益 通 報 受 理 ・ 不 受 理 通 知 書 の 受 取 希 望			☐ 有 ☐ 無		
内 部 公 益 通 報 状 況 通 知 書 の 受 取 希 望			☐ 有 ☐ 無		
被 通 報 者	所 属 等				
	氏 名		役 職 等		
内部公益通報対象事実		内部公益通報事実を証明できる資料等の提供（ ☐ 有 ☐ 無）			
内部公益通報対象事実を知った経緯					
対象となる法令等					
通 報 の 目 的 ・ 理 由					
希 望 す る 対 応					
備考					

様式第4号（第11条、第17条関係）

年 月 日

様

安中市長

印

内部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日にあなたから受けた内部公益通報（受付番号 ）は、 年
月 日付けで次のとおり決定しましたので、安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第1
1条第3項の規定に基づき通知します。

1 ☐受理 ☐不受理

2 不受理の理由

3 調査の開始 ☐有 ☐無

4 調査をしない理由

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

内部公益通報審査委員会 様

内部公益通報調査報告書

内部公益通報に関する調査について、安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第 1 2 条第 4 項の規定により、次のとおり報告いたします。

内部公益通報対象事実				
内部公益通報受理日		年 月 日	受付番号	
従事者	所属			
	氏名			
調査先				
調査期間		年 月 日 から 年 月 日まで		
調査方法				
調査結果				
備考				

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

安中市長 様

是正措置報告書

安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

内部公益通報対象事実			
市 長 指 示 日		年 月 日	受 付 番 号
報 告 者	所 属		
	氏 名		
是 正 措 置 再 発 防 止 等 の 内 容			
特 記 事 項			

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

様

安中市長 印

内部公益通報状況通知書

内部公益通報の状況について、安中市職員等の内部公益通報に関する要綱第 1 5 条の規定により、（調査を行った・是正措置等を講じた）ので次のとおり通知いたします。

受 理 年 月 日	年 月 日	受 付 番 号	
調 査 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
調 査 結 果	内部公益通報対象事実の有無 ☐ 有 ☐ 無		
是 正 措 置 再 発 防 止 等			
事 案 の 終 了 日	年 月 日		
特 記 事 項			